

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（派遣職員の復帰時における処遇） 第5条 派遣職員（単純労務職員である派遣職員を除く。次条において同じ。）が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委員会規則（幼稚園教育職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員（区立幼稚園の園長並びに副園長、<u>教諭及び養護教諭</u>に限る。）をいう。）にあっては、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て定める墨田区教育委員会規則を含。）で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>	<p>〔同左〕 第5条 派遣職員（単純労務職員である派遣職員を除く。次条において同じ。）が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委員会規則（幼稚園教育職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員（区立幼稚園の園長並びに副園長、<u>教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務する者及び地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）</u>）に限る。）をいう。）にあっては、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て定める墨田区教育委員会規則を含む。）で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。